

国立大学法人東京医科歯科大学参与に関する規則

平成26年 9月30日
規則第98号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下、「本学」という。）の参与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 参与とは、本学の運営に関する重要事項等について外部の立場から助言を行う者で、大学運営についての広い見識と経験を持ち学長を補佐する。

(業務の委嘱)

第3条 学長は、必要に応じて、学長を補佐するための業務を参与に委嘱することができる。

(選考)

第4条 参与の選考は、学長が行う。

(任期)

第5条 参与の任期は、3年を超えない範囲で学長が定め、再任を妨げない。ただし、参与の任期の末日は、当該参与を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

(謝金)

第6条 参与が、本学の会議等に出席する場合は、国立大学法人東京医科歯科大学謝金支給要項（平成19年制定。）に従い謝金を支給することができる。

2 参与が来学する場合、実費を上限として、交通費を支給することができる。

(旅費)

第7条 参与が、学長の依頼に応じて旅行する場合は、国立大学法人東京医科歯科大学職員旅費規則（平成16年制定）に従い、旅費を支給することができる。

(委嘱の終了)

第8条 参与の委嘱は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める日をもって終了するものとする。

- (1) 委嘱の期間が満了したとき、満了日
- (2) 参与が死亡したとき、死亡日
- (3) 次条の規定により委嘱が解除された場合、学長が解除した日

(委嘱の解除)

第9条 学長は、参与が次の各号の一に該当する場合は、参与の委嘱を解除することができる。

- (1) 心身の故障により、業務を行うことが困難となった場合
- (2) 本学の信用を失墜させる行為又は業務上不適当な行為があった場合
- (3) 参与から委嘱の解除の申し出があり、学長がこれを承認した場合
- (4) その他やむを得ない事由により、業務を行うことが困難となった場合

(災害補償)

第10条 参与が本学の施設、設備に起因する災害及び業務上生じた災害により、損害を被った場合は、本学が加入する国立大学法人総合損害保険の範囲内で当該損害の補填を行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から実施する。

附 則 (平成31年2月14日規則第14号)

この規則は、平成31年2月14日から施行し、平成31年2月1日から適用する。